



都市計画変更案の縦覧

市では、都市計画道路の見直しを進めており、市民の皆さんの意見を反映した都市計画の変更案を作成しました。

●都市計画の変更案の縦覧

■縦覧期間 4月16日(月)～5月1日(火)
*土、日、祝日を除きます。

■時間 午前8時30分～午後5時15分

■縦覧場所 更埴庁舎都市計画課、千曲建設事務所整備課、県都市計画課

■意見書の提出方法 縦覧場所にある意見書に記入のうえ、5月1日(火)までに縦覧

場所へ提出するか、郵送(〒387-8511 千曲市大字杭瀬下84番地 更埴庁舎都市計画課・当日必着)してください。

*意見書を提出できる人は、計画の変更に関係する地域住民や利害関係者などです。

■問い合わせ先

○更埴庁舎・都市計画課(内線5621)

○千曲建設事務所・整備課(TEL 026-273-1594)

○県・都市計画課(TEL 026-235-1729)

後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療保険料が改定

保険料を算出するための保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごとに見直されることになっています。このたび平成24・25年度の保険料率が決定しました。また、法令が改正され、限度額が引き上げられました。

■均等割額 3万8239円

■所得割率 7.29%

■限度額 55万円

(参考)保険料の計算方法

均等割額3万8239円+(前年の総所得金額-基礎控除33万円)×所得割率7.29%

低所得者の保険料の軽減を継続

■所得割額の軽減

○所得割5割軽減 「前年の総所得金額-基礎控除33万円」の額が58万円以下の場合。

■均等割額の軽減

○9割軽減 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下でそのほかの所得がない場合。

○8.5割軽減 世帯内の前年の総所得金額が33万円以下で9割軽減の対象とならない場合。

○5割軽減 世帯内の前年の総所得金額が「33万円+24万5000円×被保険者数

(世帯主である被保険者を除く)以下の場合。

○2割軽減 世帯内の前年の総所得金額が「33万円+35万円×被保険者数」以下の場合。

■会社などの健康保険の被扶養者であった人の軽減

均等割は9割軽減され、所得割はかかりません。

■保険料 下表参照

■問い合わせ先

戸倉庁舎・健康推進課(内線6254・6255)



低所得者の保険料の目安

軽減割合	平成24年度保険料
9割軽減の人	3,823円
8.5割軽減の人	5,735円
5割軽減の人	1万9,119円
2割軽減の人	3万5,911円
本人の所得額がなく、均等割のみかかっている人	3万8,239円

*前年度の収入と世帯状況に変更がない場合の保険料です。